復興庁令・省令

○復興庁令第一号
農林水産省令

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十九条第二項及び第八十九条の規定に基づき、東日本大震災復興特別区域法第四十九条第二項及び第五十五条第二項に規定する農林水産大臣に対する協議に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十六年一月十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　林　芳正

東日本大震災復興特別区域法第四十九条第二項及び第五十五条第二項に規定する農林水産大臣に対する協議に関する命令の一部を改正する命令

東日本大震災復興特別区域法第四十九条第二項及び第五十五条第二項に規定する農林水産大臣に対する協議に関する命令（平成二十三年内閣府・農林水産省令第九号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「被災関連市町村等」の下に「であって、法第四十六条第一項第一号に掲げる地域をその区域とするもの」を加える。

第二条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

第二条　法第四十九条第二項の規定により農林水産大臣に協議をし、その同意を得ようとする被災関連市町村等であって、法第四十六条第一項第二号から第四号までに掲げる地域をその区域とするものは、協議書に復興整備計画に記載しようとする土地利用方針を記載した書類及び農林水産大臣が定める書類を添えて、これらを内閣総理大臣を経由して農林水産大臣に提出するものとする。

附　則

この命令は、公布の日から施行する。

○文部科学省令第一号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百四十二条の規定に基づき、大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年一月十日

文部科学大臣臨時代理
国務大臣　三好　雅子

省　令

大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則の一部を改正する省令

大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則（平成十八年文部科学省令第十二号）の一部を次のように改正する。

附則第九項中「まで」の下に「又は平成二十六年一月十日から同月十七日まで」を加える。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第二号

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四条第一項第八号及び第五条第一項第七号並びに農地法施行令（昭和二十七年政令第四百四十五号）第十条第一項第二号ホの規定に基づき、農地法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年一月十日

農林水産大臣　林　芳正

農地法施行規則の一部を改正する省令

農地法施行規則（昭和二十七年農林省令第七十九号）の一部を次のように改正する。

第三十二条に次の一号を加える。

十八　ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第十一項に規定するガス事業者（同条第九項に規定する大口ガス事業者を除く。以下「ガス事業者」という。）が、ガス導管の変位の状況を測定する設備又はガス導管の防食措置の状況を検査する設備の敷地に供する場合

第三十七条ただし書中「及び第七号」を「、第七号及び第十二号」に改め、同条に次の一号を加える。

十二　東日本大震災復興特別区域法第四十六条第二項第四号に規定する復興整備事業であって、次に掲げる要件に該当するもの

イ　東日本大震災復興特別区域法第四十六条第一項第二号に掲げる地域をその区域とする市町村が作成する同項に規定する復興整備計画に係るものであること。

ロ　東日本大震災復興特別区域法第四十七条第一項に規定する復興整備協議会における協議が調ったものであること。

ハ　当該市町村の復興のため必要かつ適当であると認められること。

ニ　当該市町村の農業の健全な発展に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

第五十三条に次の一号を加える。

十七　ガス事業者が、ガス導管の変位の状況を測定する設備又はガス導管の防食措置の状況を検査する設備の敷地に供するため第一号の権利を取得する場合

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第三号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十九条第一項及び第八十九条の規定に基づき、農林水産省関係東日本大震災復興特別区域法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年一月十日

農林水産大臣　林　芳正

農林水産省関係東日本大震災復興特別区域法施行規則の一部を改正する省令

農林水産省関係東日本大震災復興特別区域法施行規則（平成二十三年農林水産省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「被災関連市町村等」の下に「であって、法第四十六条第一項第一号に掲げる地域をその区域とするもの」を加え、同条の次に次の一条を加える。

第七条の二　法第四十九条第一項の規定により協議をし、及び同意を得ようとする被災関連市町村等であって、法第四十六条第一項第二号から第四号までに掲げる地域をその区域とするものは、協議書に復興整備計画に記載しようとする土地利用方針を記載した書類及び農林水産大臣が定める書類を添えて、これらを協議会に提出するものとする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。